

平成六年自治省令第四十六号

政党交付金の交付を受ける政党等に対する
法人格の付与に関する法律施行規則
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人
格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）
第五条第三項、第十五条及び附則第三条の規定に
基づき、政党交付金の交付を受ける政党等に対す
る法人格の付与に関する法律施行規則を次のよう
に定める。

（中央選挙管理会の確認に係る届出等）

第一条 政党（政党交付金の交付を受ける政党等
に対する法人格の付与に関する法律（平成六年
法律第六十六号。以下「法」という。）第三条に
規定する政党をいう。）は、第五条の確認を
受けようとする場合には、郵便又は民間事業者
による信書の送達に関する法律（平成十四年法
律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信
書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便
事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外
国信書便事業者による同法第二条第二項に規定
する信書便によることなく文書で届け出なければ
ならない。

2 第五条第一項の規定による届出に係る文書
は、別記第一号様式によるものとする。

3 前項の届出に併せて提出する法第五条第二項
第三号に規定する承諾書及び宣誓書は、別記第
二号様式によるものとする。

（残余財産の国庫への帰属に係る申請文書）
第二条 法第十条の第三項の規定による残余財
産の国庫への帰属の申請に係る文書は、別記第
三号様式によるものとする。

（合併に係る届出文書）
第三条 法第十五条に規定する総務省令で定める
文書は、別記第四号様式によるものとする。

附則

1 この省令は、平成七年一月一日から施行す
る。

2 法附則第三条第一項に規定する法第五条第一
項の規定による届出をするときに併せてする届
出は、別記第三号様式に準じて作成する文書及
び法第十五条に規定する合併に関する文書の写
しに準ずる合併について証する書面によりする
ものとする。

附則（平成一〇年二月一日自治省
令第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年九月一四日自治省令
第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一五年三月二四日総務省令
第四二号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行す
る。

附則（平成二七年九月二五日総務省令
第七九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月三一日総務省令第
九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日総務省令第
一九号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正
する法律の施行の日（令和元年七月一日）から
施行する。

附則（令和元年八月八日総務省令第三
二号）
この省令は、公布の日から施行し、この省令
による改正後の政党助成法施行規則及び政党交
付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付
与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七
月二十九日から適用する。

附則（令和三年二月一日総務省令第五
号）
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第二条の規定（別記第八号様式及び別記第
九号様式の改正規定を除く。）は、会社法の一
部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律（令和元年法律第七十一号）附
則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二
月十五日）から施行する。

別記第一号様式（第1条第2項関係）

別記第一号様式 (第1条第2項関係)
政党交付金
中央選挙管理会
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第5条第1項の規定による届出の届出書

別記第二号様式
政党交付金
中央選挙管理会
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第5条第2項の規定による届出の届出書

第2号様式(第1条第3項関係)

本 函 書 及 び 宣 傳 書

私は、(政党の名称)に所属する(党員議員又は党員候補)として又はその他の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第15条第1項第6号に掲げる事項を記載されることについて、承認します。

令和 年 月 日

氏 名 (署 名)

住 所

政党の名称

代表者の氏名 職

備考
1 この用紙の大きさは、日本選挙権輸入用紙4番とする。
2 署名は必ず本人の手書きとする。併せて、この申請書の提出の趣意を記載する必要がある場合は、捺印を施すこととする。

第3号様式(第2条関係)

残余財産返還申請書

令和 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

清算人の氏名

(政党の名称)清算人は、(政党の名称)残余財産を国家帰属させなく次のとおり申請いたします。

1 法人の所在地

2 法人名

3 残余財産の内容

4 申請理由

備考
1 この用紙の大きさは、日本選挙権輸入用紙4番とする。
2 清算人が申請する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、清算人本人の署名その他の署名を捺する場合は、この限りでない。
3 金融機関が存放する残高を証する書面及び清算人に係る登記簿謄出簿を添付すること。

第4号様式(第3条関係)

合併に関する得票総数届出書

令和 年 月 日

政党の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治団体の名称等	得票総数		前回の総選挙		前回の通常選挙		前々回の通常選挙	
	小選挙区選挙	比例代表選挙	比例代表選挙	選挙区選挙	比例代表選挙	選挙区選挙	比例代表選挙	
合併前								
合併後								

備考
1 この用紙の大きさは、日本選挙権輸入用紙4番とする。
2 この様式は各団体に1紙を提出すること。
3 この様式を提出する際には、合併に関する申請書を添付すること。
4 代表者本人の署名又は捺印を施す場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の署名を捺する場合は、この限りでない。
5 「政治団体の名称等」欄には、合併による選挙権を有する政党又は候補又は公認の名称を併せて記載すること。